

奈良県告示第三百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

令和六年三月八日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定の場所（令和六年二月八日現在の地番による。）
天理市丹波市町二四八番一の一部
- 二 申請者氏名 株式会社福岡屋住宅流通 代表取締役 山口弘樹
- 三 申請者住所 奈良市大宮町五丁目三番二〇号
- 四 道路の幅員 四・二〇メートルから六・〇〇メートルまで
- 五 道路の延長 二二・四九メートル
- 六 指定年月日 令和六年二月十九日
- 七 指定番号 郡土第R〇五一三号